

# 仙北市定住促進奨励金交付制度始めました!

仙北市では、5年以上市外に在住していた方が、定住（5年以上）を目的に、市内で新規に宅地や家屋を取得された場合、奨励金を交付する制度が設けられました。

交付額は、当該年度に支払った宅地及び家屋の年間固定資産税額とし、新たに固定資産税が課税される年度から3年間、当該固定資産税相当額が奨励金として交付されます。手続きの流れは次のようになります。



## ◇定住促進奨励金が交付されるまでのイメージ

(例) 5年間、東京に住んでいたYさん。

仙北市に定住するため、空き家を取得、住民登録しました。

《平成20年度》	平成20年4月	Yさん、上桧木内の空き家を現地視察
	平成20年5月	家屋と土地を取得
	平成21年1月	平成21年度の固定資産税が課税
《平成21年度》	平成21年5月	Yさんへ平成21年度固定資産税の納税通知
	平成21年6月	Yさん、固定資産税を納付 Yさん、定住促進奨励金を交付申請 審査後、定住促進奨励金交付決定通知を送付 Yさん、定住促進奨励金を交付請求
	平成21年7月	市で固定資産税の納付を確認、交付手続き開始 Yさんへ定住促進奨励金が交付

## ◇奨励金の交付を受ける場合、下記の書類が必要となります。

- ・定住促進奨励金交付申請書・土地及び家屋の所有権が確認できる書類
- ・納税証明書・住民票謄本・確約書

## ◇詳しくは重点プロジェクト推進室までお問い合わせください。

なお、仙北市定住促進奨励金交付要綱については、定住応援情報「えぐきてけだんし」(<http://www.city.semboku.akita.jp/outline/egukite.html>)に掲載しております。

### 【問い合わせ先】

〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30  
仙北市重点プロジェクト推進室  
TEL 0187(43)1241 FAX 0187(43)1300